

## 令和2年度 第6回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和2年7月31日（金） 午前9時40分から10時5分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

### 三 出席者

- 1 人事委員 委員長 小松 哲也  
委員 上田 博久  
委員 中本 久美子
- 2 事務局職員 事務局長 川本 晴彦 次長兼任用課長 山添 久  
給与課長 川口 豊長 主 幹 尾田 聡子  
係長 毎野 卓実 係長 仙田 陽子  
係長 高多 孝典

※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室（執務室）から呼び出す形で対応

3 傍聴者 なし

### 四 議 題

議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和2年度実施 氷河期世代チャレンジ枠）の第1次試験合格者の決定について

議案第2号 人事委員会規則等の一部改正について（職の設置関係）

### 五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号から5号まで及び報告第1号は公開、議案第6号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

#### ◇議案第1号

鳥取県職員採用試験（令和2年度実施 氷河期世代チャレンジ枠）の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### ◇議案第2号

人事委員会規則等（職の設置関係）の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説 明】

次のとおり規則及び定めの一部を改正する。

#### 1 改正する規則等の名称

- ① 給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）
- ② 給料表の適用範囲に関する規則の「人事委員会が定めるもの」について（平成19年3月30日付第200600201226号鳥取県人事委員会委員長通知）
- ③ 職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）

#### 2 概要

令和2年8月1日付人事異動により、中部療育園に課長補佐級の看護師が配置されることに伴い、知

事部局からの改正依頼を踏まえ、関係規則等について所要の改正を行う。

① 給料表の適用範囲に関する規則

- ・医療職給料表（3）を適用する職員の範囲について、「鳥取療育園又は中部療育園の課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、係長（人事委員会が定めるものに限る。）及び看護師」とする。

② 給料表の適用範囲に関する規則の「人事委員会が定めるもの」について

- ・①の「人事委員会が定めるもの」について、「採用時の職が看護師である職員（特定職員にあっては、人事委員会が承認した職員）」と定める。

※特定職員・・・人事交流により国家公務員から新たに職員となった者等

③ 職員の職務の級の分類に関する規則

- ・医療職給料表（3）を適用する課長補佐の職務の級は4級とし、知事の事務部局 共通の職に加える。

3 施行日

令和2年8月1日

**六 次回人事委員会の開催**

令和2年8月25日（火）午前9時40分から開催することとした。